

令和3年度公共ホール現代ダンス活性化事業 実施要綱

1 趣旨

一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）は、公共ホールの活性化とコンテンポラリーダンスによる創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりに寄与し、あわせて公共ホールスタッフ等の企画・制作能力の向上と創造性豊かな地域づくりに資することを目的として、地方公共団体等との共催により、公共ホールを拠点としてコンテンポラリーダンスの公演事業又は地域交流プログラムを実施する。

2 対象団体

- (1) 地方公共団体
- (2) 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、公の施設の管理を行う法人その他の団体
- (3) 地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設置された、公益財団法人等((2)を除く)のうち、地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものに出資している法人で地域創造が特に認めるもの。

3 実施団体の決定

地域創造は、上記団体から提出された事業申込書等をもとに審査し、実施団体を決定の上、当該団体に対して速やかに通知する。

決定に当たっては、下記4の各プログラムを継続して実施する団体及び当該事業を実施したことがない団体を優先するが、過去に当該事業を実施した団体であっても、市町村合併の有無、公共ホールの管理者の変更、当該事業についてのスタッフの習熟度等の事情を考慮して、予算の範囲内で決定する。

4 事業内容

実施団体は、以下のいずれかのプログラムを実施する。

なお、実施するプログラムは、今後のダンス事業を実施するためのビジョン(※1)に基づいて選択することとし、事業実施の翌年度以降に他のプログラムを継続して実施することができるものとする。

(※1) ビジョンとは、別記様式1－2の「事業実施後の事業展開・ビジョン等」のことをいう。

(1) Aプログラム（地域交流プログラム）

原則として、連続する4日間の事業日程で、学校や福祉施設等でのアウトリーチと公募型のワークショップを4～6回実施する。ただし、アウトリーチは3回以上、公募型ワークショップは1回以上実施する。

なお、事業の実施に向けて、登録アーティスト、コーディネーター等による現地における個別研修（現地下見）を1泊2日以内で1回実施する。

派遣するアーティストは、別紙1の登録アーティストの中から、地域創造が決定する。

(2) Bプログラム（市民参加作品創作プログラム）

原則として、全9日間の事業日程を連続する3日間及び連続する6日間などの2回に分けて、市民参加作品を創作し1回上演する。公演は有料とし、入場料収入は実施団体に帰属するものとする。

また、公募型ワークショップを1回実施する。

なお、事業の実施に向けて、登録アーティスト、コーディネーター等による個別研修（現地下見）を1泊2日以内で1回実施する。

派遣するアーティストは、別紙1の登録アーティストの中から、実施団体の希望を勘案の上、地域創造が決定する。

(3) C プログラム（公演プログラム）

原則として、連続する4日間の事業日程で、コンテンポラリーダンスの公演（レパートリー作品（新たに演出されるリ・クリエーション作品含む））を1回上演する。公演は有料とし、入場料収入は実施団体に帰属するものとする。

また、公募型ワークショップを1回実施する。

なお、事業の実施に向けて、登録アーティスト、コーディネーター等による個別研修（現地下見）を1泊2日以内で1回実施する。

派遣するアーティストは、別紙1の登録アーティストの中から、実施団体の希望を勘案の上、地域創造が決定する。

5 経費負担

事業実施に伴う下記の経費については、地域創造が負担する。下記以外の経費及び実施団体が前項に定める内容を超えて事業を行った場合に発生した経費については、実施団体の負担とする。

(1) 登録アーティスト等派遣経費

① A プログラム

登録アーティスト及びアシスタント（ソロの場合1名まで）の謝金、交通費（現地移動費を除く。）、宿泊費、日当、派遣対象者に係る損害保険料

② B プログラム

登録アーティスト及びクリエーションのためのアシスタント（共演者）（ソロの場合2名まで、デュオの場合1名まで）の出演料等、テクニカルスタッフ等（※2）の謝金、交通費（現地移動費を除く。）、宿泊費、日当、派遣対象者に係る損害保険料

③ C プログラム

登録アーティスト及び共演者（ソロの場合2名まで、デュオの場合1名まで）の出演料等、テクニカルスタッフ等（※2）の謝金、交通費（現地移動費を除く。）、宿泊費、日当、派遣対象者に係る損害保険料

（※2）テクニカルスタッフ等は、公演準備のサポート役として必要と判断されるテクニカルスタッフ、演出助手や制作者及びその他地域創造が認めた者で、個別研修（現地下見）及び実施時に派遣する。

(2) 公演負担金

B プログラム及びC プログラムについては、実施団体が支出した事業実施に係る経費のうち、別紙2の対象経費の2/3以内で、50万円を上限に実施団体に対して負担する。

6 事業実施に対する支援

(1) 全体研修会の開催

地域創造は、事業実施前に実施団体を対象として、事業の実施に必要な実践的ノウハウ等についての研修会を開催する。

なお、参加に係る旅費等は実施団体の負担とする。

(2) コーディネーターの派遣

地域創造は、実施団体に実践的ノウハウを習得する機会を提供するとともに、事業の円滑な運営を図るために、企画制作の経験が豊富なコーディネーターをアドバイザーとして派遣する。原則として、派遣は個別研修（現地下見）及び実施時に行う。

7 提出書類等

(1) 事業申込書 …別記様式1-1、1-2、1-3（1-3はB プログラム及びC プログラムのみ）

令和3年度に本事業の実施を希望する対象団体は、「事業申し込みにあたっての留意事項」を参照のうえ、必要書類を添えて、令和2年7月10日(金)までに当該書類を提出すること（地域創造必着）。

なお、2(2)及び(3)に該当する団体が申請をする場合には、施設設置者または出資者である地方公共団体の長の副申を受けること（別記様式1-4）。

(2) 事業実施計画案 …別記様式2-1、2-2

全体研修会の終了後、地域創造の指定する日までに当該書類を提出すること。

(3) 事業実施計画書 …別記様式3-1、3-2、3-3（3-3はBプログラム及びCプログラムのみ）

事業実施2か月前までに企画内容を決定し、当該書類を提出すること。

(4) 事業実績報告書 …別記様式4-1、4-2、4-3（4-3はBプログラム及びCプログラムのみ）

事業終了後30日以内に、事業実施にあたり制作したチラシ、パンフレット等を添えて当該書類を提出すること。

ただし、令和4年3月15日（火）以降に事業が終了する場合にあっては、令和4年4月15日（金）までに提出すること。

(5) 公演負担金請求書 …別記様式4-4（Bプログラム及びCプログラムのみ）

該当する経費がある場合は、事業終了後30日以内に、別途指定する関係書類を添えて当該書類を提出すること。

ただし、令和4年3月15日（火）以降に事業が終了する場合にあっては、令和4年4月15日（金）までに提出すること。

(6) 変更承認申請書 …別記様式5-1、5-2

実施団体の決定通知を受けた後に申請内容に重大な変更が生じた場合は、ただちに当該書類を提出すること。

なお、変更内容によっては事業の要件を満たさなくなり、共催できない場合がある。

8 その他

(1) 共催に関する表示

実施団体は、事業実施に際して作成される印刷物に、地域創造が共催している旨を表示すること。

【表示例】共催：一般財団法人地域創造、共催：（一財）地域創造

(2) 損害賠償の免責

事業実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

(3) 関係書類の提出

地域創造は、この要綱に定めのある書類のほか、実施団体の決定等の審査に当たって必要な書類の提出を求めることができる。

(4) 情報提供

地域創造が全国の地方公共団体に対して行う事業に関する情報提供等のため、資料提供を求める場合や現地調査を行う場合は、実施団体は協力するものとする。

(5) その他

事務手続き及びスケジュール等その他細目について必要がある場合は別途定める。

また、その他事業の実施に関し、疑義が生じたときには、地域創造と実施団体が協議して決定する。

登録アーティスト

令和3年度登録アーティスト（8組）

北尾亘、白井剛、田村一行、長井江里奈、中村蓉、藤田善宏、マニシア、康本雅子

参考

事業の流れ・手続き等

●令和2年度（事業実施前年度）

時 期 (予定)	内 容	提出書類
4月下旬 ～7月10日	申し込み受付 申込書締切：7月10日(金)	事業申込書
8月下旬	事業内定通知	
10月5日 ～10月7日	全体研修会（アーティストプレゼンテーション）の開催 開催場所：横浜赤レンガ倉庫1号館	
10月中旬	事業実施計画案の作成	事業実施計画案
12月上旬	派遣アーティスト、担当コーディネーター等の決定・通知	

●令和3年度（事業実施年度）

時 期 (予定)	内 容	提出書類
4月上旬	事業決定通知	
4月～	個別研修（現地下見）の実施	
事業実施 2か月前	・事業内容の確定、事業実施計画書の作成 ・主催団体、派遣アーティスト、地域創造の三者で契約の締結	事業実施計画書
事業終了後 30日以内	・実績報告 ・負担金の請求	事業実績報告書 公演負担金請求書 (Bプログラム及び Cプログラムのみ)

公演負担金対象経費（対象経費の2/3以内で上限50万円）

※Bプログラム及びCプログラムのみ対象

1 対象経費

文芸費	現地舞台監督料、現地における照明・音響プラン料、調律料、著作権使用料など
設営・舞台費	現地舞台仕込等人件費、現地照明・音響等オペレーター人件費、照明・音響等機材費、舞台設営費、リノリウム借上料、市民参加作品に関わる経費（衣裳費、舞台美術費、メイク費、小道具費、運搬費など）など
会場費	会場使用料
謝金・旅費・通信費	地元出演者等謝金、会場整理等賃金、地元出演者等交通費・宿泊費・日当費、通信費など
宣伝・印刷費	広告宣伝費、チラシ・ポスター・プログラム・チケット製作費、チケット販売手数料など
記録費	録画費、写真費、記録映像作成費ほか
消耗品費	事業に係る消耗品費
保険料	ワークショップ参加者等保険料ほか

※対象経費としての判断が困難な項目等は、関係者間で協議し決定する。

2 対象外経費

- ①事業実施団体以外の者が支出した経費
- ②事業実施団体及び申請者が請求者となっている経費（例：利用料金（地方自治法第244条の2第8項の規定によるもの）を收受する指定管理者が自ら当該施設を使用して事業を実施した場合に、自身に支払う形となる利用料金等）
- ③地域創造負担を超えるアシスタント・共演者等に係る経費
- ④打ち上げ費、その他飲食関係費（ケータリングを含む）
- ⑤手土産代、記念品代、出演者等への花束代等物品による謝礼費用
- ⑥事務局経常費（事務所維持費、職員給与等）
- ⑦登録アーティスト等の現地移動にかかる交通費
- ⑧その他、対象経費として適当でないと地域創造が判断したもの